

古川祭史制作業務委託 仕様書

1. 委託業務名

古川祭史制作業務委託

2. 事業の目的

古川祭は、地域の誇りとして受け継がれてきた重要な祭であり、平成28年にはユネスコ無形文化遺産に登録された、飛騨市を代表する文化行事である。一方で、人口減少や担い手不足、特に若年層の祭への関わり方の変化により、祭の歴史や意味を次世代へどのように正確に伝えていくかが大きな課題となっている。こうした課題を踏まえ、市では令和4年度より、古川祭の成り立ちや屋台・台組の役割、祭を支えてきた人々の営みについて体系的な整理と検証を行い、正確な記録として後世に残すことを目的に、祭に関する幅広い資料の調査・収集・整理を進め、「古川祭史」の編さんを取り組んできた。

本業務は、これまでに蓄積してきた調査・研究成果を基に、古川祭の確かな歴史と価値を分かりやすく整理・記述し、後世に継承するための基礎資料として活用できる書籍「古川祭史」を制作することと、古川祭史が多くの方に興味を持ってもらうよう効果的な広報をすることである。

3. 委託業務期間

契約の日から令和9年3月26日まで

4. 事業内容等

(1) 古川祭史の書籍制作

飛騨市古川祭史編集委員会（以下、「委員会」という。）が執筆した原稿を元に、企画立案、デザイン、レイアウト、イラスト、グラフ、図の作成、編集、校正、校閲、納品など書籍制作に必要な全ての作業を実施すること。

① デザイン

中学校の教科書のように一般の方でも見やすく分かりやすいデザインとしつつ、後世にわたって参考可能な歴史書としての価値が損なわれないデザインとする。原稿は、委員会が執筆しているため、委員会が伝えたい残したい内容を汲み取ったデザインとする。

なお、書籍の仕様は下記のとおりとし、プルーフ校正は1回行うものとする。

○ 仕上がりサイズ A4 サイズ

○ 表紙 表表紙1色 裏表紙0色（デザインなし） レザック<215>

○ 本文 カラー4色 370ページ マットコート<70.5>

○ 製本 見返し付き糸かがり

○ 部数 400部

※写真

委員会として掲載したい写真は、既に撮影済みであるが、デザインにあたって必要な写真が出た場合は、受託者が撮影または収集し、掲載すること。なお、市が保有する画像オープンデータ・フォトライブラリーの画像は利用可能とする。

② 納品方法

- ・200部は箱等に梱包し、飛騨市教育委員会文化振興課へ納品すること。
- ・200部は、飛騨市の指定する先に郵送すること
- ・納品時、デザイン画像データ（CD-R 1枚等）も納めること。

（2）古川祭史のプロモーション

制作した「古川祭史」を広く市民や観光客等に周知し、多くの方に手に取ってもらうためのプロモーションを行うものとする。プロモーションの実施にあたっては、対象とする読者層や活用場面を踏まえた効果的な手法を受託者自ら企画・提案することとし、具体的な手法や媒体、実施方法等については、本仕様書においては定めないものとする。

なお、プロモーションの内容については、「古川祭史」の趣旨や歴史的価値を損なわないことを前提とし、書籍の魅力や意義が適切に伝わるものとすること。また、提案にあたっては、実現可能性や効果、業務全体との整合性に配慮した内容とすること。

5. 受託者条件

本業務は、古川祭の歴史について、分かりやすく古川祭の「正史」と呼べる価値のあるデザインの書籍を制作する。そのため、委員会が調査研究し執筆した原稿の内容を十分に理解した上で、内容やデザインに反映させる必要があり、そのための専門的な知識・実績を要する。よって、受託者及び業務担当者は、下記の条件を満たす業務体制を構築できるものでなければならない。

- ・過去5年以内に本案件に近い書籍制作及びプロモーションの実績を有すること。

6. 納品

受託者は、書籍を印刷・製本して納品するほか、以下のデータを作成し、デジタルメディア（CD又はDVD）に保存し納品すること。

- ・書籍 400部
- ・PDFファイル
 - (ア) 低解像度PDFファイル（ホームページ掲載用）
ディスプレイ上及び印刷しても十分判別可能であること。
 - (イ) 高解像度PDFファイル（二次利用用）
印刷物の作成過程で生成される、印刷物と同等以上の精度を持つデジタルデータ。
画像解像度 300 dpi 以上のできるだけ高解像度であること。
- ・AIファイル又はINDDファイル
 - (ア) ソフトウェア「イラストレーター」「フォトショップ」で作成した版下データ
 - (イ) 再編集可能なデータ
冊子の修正・更新が必要となった際に、市職員が容易に修正を加えられる状態のデータ。本市職員が以降容易にデータ内容を更新することができるよう、丁寧かつ明瞭な形でデータを納品すること。
- ・写真データ、図表データ、イラストデータ、文字データ

7. 担当部局

飛騨市教育委員会事務局文化振興課
〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 22 号
TEL : 0577-73-7496 FAX : 0577-73-7497
E-mail : bunkashinkou@city.hida.lg.jp

8. 支払条件等

本業務は精算払いを基本とする。但し、受託者は本委託業務の遂行上必要がある場合は、委託金額のうち 50 % を限度に概算払いを請求することができるものとし、請求方法等の詳細は、市と協議のうえ決定するものとする。

9. 留意事項

- ・業務履行に際して必要な旅費、食費、宿泊費、施設入場料等は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・業務の遂行にあたっては市と調整のうえ実施すること。
- ・業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、捕捉の措置を行うものとしこれに対する経費は受託者の負担とする、
- ・実施内容の協議のため、市から要請のあった場合は、市等が開催する会議や打ち合わせに出席すること。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務実施に際して関係諸法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と協議のうえその一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の他、これに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11. 危険負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。

12. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を取り消すことができる。この場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅延無く提供することとする。

13. 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

14. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。

(2) 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト写真等を使用する場合、受託者はその使用に関する一切の責任を負うこと。

成果品に対し、著作権法に規定する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）が発生する場合、その権利は、成果品の引渡しとともに、委託者に帰属するものとする。

なお、成果品に使用されたイラスト、写真等の第三者に帰属する著作物を本業務以外の目的で使用する場合は、双方協議するものとする。